

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………（法制文書課） 1

訓 令

○北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令……………（法制文書課） 12

規 則

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第52号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部改正）

第1条 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（平成21年北海道規則第88号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）、別記第2号様式（裏面）及び別記第3号様式（裏面）中

「 教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定

又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を
「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第4号様式（裏面）中

「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、 となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を

「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起

算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、
）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが
できます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以
内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第5号様式（裏面）中

「
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不
服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以
内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不
服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったこ
とを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代
表する者は、
）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消
しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁
決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決
定又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取
消しの訴えを提起することができなくなります。」

を

「
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して
3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起
算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、
）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することがで
きます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以
内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第6号様式（裏面）中

「
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不
服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以
内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1又は2による不
服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったこ
とを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代
表する者は、
）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消
しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決（処分又は裁
決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定
又は裁決（処分又は裁決）の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消し
の訴えを提起することができなくなります。」

を

「
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日の翌日から起算して
3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分書を受けた日（1による審査請求
をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起
算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、
）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することがで
きます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以
内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

別記第7号様式（裏面）、別記第8号様式（裏面）、別記第10号様式（裏面）及び別記
第11号様式（裏面）中

「
教
示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して
60日以内に、北海道知事に対し不服申立てをすることができます。
- 2 1の不服申立てに対する決定（裁決）についてさらに不服があるときは、当該不
服申立てに対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して30日以
内に、総務大臣に不服申立てをすることができます。
- 3 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日（1又は2による不
服申立てをしたときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決（裁決）があったこ

とを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、
ととなります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決(処分又は裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

を

「

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この命令書を受けた日(1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、
ととなります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

に改める。

(北海道税条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)の一部を次のように改正する。

第5条(見出しを含む。)中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

第17条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第1号様式の4その1中「審査請求(異議申立)書」を「審査

請求書」に、
「
審査請求(異議申立)人
」を
「
審査請求人
」に、

「
審査請求
(異議申立て)
に係る処分
」を
「
審査請求
に係る処分
の概要
」に、

分の概要

審査請求

(異議申立

て)の趣

旨及び理

由

審査請求

の趣旨及

び理由

不服申立て

ができること

の教示の有無

及びその内容

審査請求が

できること

の教示の有無

及びその内容

「正副2通、異議申立書は1通」を「正副2通」に改め、同様式その2中「審査請求(異議申立)書」を「審査請求書」に、

審査請求(異議申立)人

審査請求人

求(申立)書」を「請求書」に、「第7条」を「第3条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「正副2通、異議申立書は1通」を「正副2通」に改める。

別記第3号様式の2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審

別記第5号様式末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請

求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第5号様式の2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第5号様式の4末尾欄外注意3の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意4の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意5の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第6号様式その1（裏）注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式その2（裏）注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第6号様式の5末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第13号様式末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項を削り、同注意3の事項中「異議申立て又は2による」を削り、「異議申立て又は審査請求に対する決定書又は」を「審査請求に対する」に改め、「異議申立てに対する決定書若しくは」及び「決定若しくは」を削り、同事項を同注意2の事項とする。

別記第14号様式その1（裏）注意4の事項、その2（裏）注意4の事項、その3（裏）注意4の事項、その4（裏）注意4の事項、その5（裏）注意4の事項、その6（裏）注

意4の事項、その7（裏）注意4の事項、その8（裏）注意4の事項、その9注意4の事項、その10（1葉）注意4の事項、その11（裏）注意4の事項及びその12（裏）注意4の事項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式その13（裏）注意4の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意5の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改め、同注意6の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第14号様式の2その1（裏）注意4の事項中「この処分を」を「この督促状を」に、「60日以内と差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに、知事に異議申立て（審査請求）」を「3月以内に知事に審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意5の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意6の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に、「30日」を「3月」に改め、同様式その2（裏）注意4の事項中「この処分を」を「この督促状を」に、「60日以内と差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに、知事に異議申立て（審査請求）」を「3月以内に知事に審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意5の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意6の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に、「30日」を「3月」に改め、同様式その3（裏）注意4の事項中「この処分を」を「この督促状を」に、「60日以内と差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに、」を「3月以内に」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意6の事項中「30日」を「3月」に改め、同様式その4（裏）注意4の事項中「この処分を」を「この督促状を」に、「60日以内と差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して30日を経過した日とのいずれか早い方の期限までに、」を「3月以内に」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意6の事項中「30日」を「3月」に改める。

別記第35号様式の2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の9末尾欄外注意5の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意6の事項中「異議申立て（審

別記第35号様式の22その1末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式その2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を

別記第35号様式の25末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の29末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の36末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の39末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を

別記第35号様式の45末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の49末尾欄外注意4の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意5の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意6の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第35号様式の5Iの2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第48号様式の2（裏）注意4の事項、別記第48号様式の3その1（裏）注意5の事項及びその2（裏）注意1の事項、別記第49号様式の2その1末尾欄外注意2の事項及びその2末尾欄外注意1の事項、別記第49号様式の3末尾欄外注意1の事項、別記第49号様式の4末尾欄外注意1の事項、別記第56号様式（裏）注意3の事項、別記第57号様式の2の2末尾欄外注意4の事項、別記第57号様式の3末尾欄外注意1の事項、別記第57号様式の3の2その1末尾欄外注意1の事項、別記第58号様式の2の5その1末尾欄外注意4の事項及びその2末尾欄外注意1の事項、別記第62号様式（裏）注意4の事項並びに別記第62号様式の2の2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査

請求」に改める。

別記第62号様式の2の4末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第62号様式の3その1末尾欄外注意1の事項、別記第62号様式の4末尾欄外注意1の事項、別記第63号様式の5末尾欄外注意1の事項、別記第64号様式の2末尾欄外注意1の事項、別記第65号様式末尾欄外注意1の事項並びに別記第66号様式の4その1（表）末尾欄外注意4の事項、その2末尾欄外注意4の事項及びその3末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第73号様式末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第73号様式の3末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式その1末尾欄外注意1の事項、その1の2末尾欄外注意1の事項及びその2末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式その3末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同様式その4末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」及び「不服申立て」を「審査請求」に改め、同注意2の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）書」を「裁決書」に、「決定（裁決）の」を「裁決の」に改め、同注意3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

（北海道循環資源利用促進税条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成18年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1末尾欄外注意1の事項、別記第3号様式末尾欄外注意1の事項、別記第10号様式その1末尾欄外注意1の事項及びその2末尾欄外注意1の事項、別記第12号様式末尾欄外注意1の事項並びに別記第18号様式その1（裏）注意4の事項及びその2

末尾欄外注意1の事項中「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（北海道核燃料税条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道核燃料税条例施行規則（平成25年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第4号様式（裏）中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定書」を「裁決書」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定を」を「裁決を」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

（知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正）

第6条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成6年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第5号様式中

「
北海道個人情報保護条例第 条第 号該当
を
」

「
北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当
に、
」

「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第6号様式中

「
北海道個人情報保護条例第 条第 号該当
を
」

「
北海道個人情報保護条例第 条第 項第 号該当
に、
」

「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第8号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第11号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第14号様式、別記第15号様式、別記第20号様式及び別記第21号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第22号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第40条第1項」に改める。

別記第23号様式及び別記第24号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部改正）

第7条 北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号中「決定」を「裁決」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第10号様式中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法に基づく」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

別記第11号様式中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定に」を「裁決に」に、「異議申立人」を「審査請求人」に、「決定（）」を「裁決（）」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（平成16年北海道規

則第23号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則（平成15年北海道規則第125号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

- 「教 示
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。
- 2 1の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、総務大臣に審査請求をすることができます。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による異議申立て又は2による審査請求をしたときは、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

- を「教 示
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」
- に改める。

（災害救助法施行細則の一部改正）

第10条 災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「60日」を「3月」に、「北海道知事（厚生労働大臣）」を「厚生労働大臣」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第3号様式（その1）中「60日」を「3月」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法施行細則等の一部改正）

第11条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に改める。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年北海道規則第124号）別記第11号様式末尾欄外注意1の事項
 - (2) 食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）別記様式第10号の4注意1の事項
 - (3) 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）別記第9号様式（裏）
 - (4) 河川法施行細則（昭和40年北海道規則第35号）別記第6号様式（裏面）注意3の事項
 - (5) 海岸法施行細則（昭和45年北海道規則第58号）別記第10号様式（裏面）注意3の事項
 - (6) 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）別記第12号様式の3（裏）、別記第14号様式の4（裏）及び別記第14号様式の5（裏）
- （食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正）

第12条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年北海道規則第31号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第4号様式中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」及び「（決定）」を削る。

別記第13号様式中「60日」を「3月」に改める。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第13条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

別記第25号様式その1（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(2)の事項中「30日」を「1月」に改め、同（備考）(4)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加え、同様式その2（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(2)の事項中「30日」を「1月」に改め、同（備考）(4)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加え、同様式その3（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(2)の事項中「30日」を「1月」に改め、同（備考）(4)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正

した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加え、同様式その4（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(2)の事項中「30日」を「1月」に改め、同（備考）(4)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第59号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(2)の事項中「30日」を「1月」に改め、同（備考）(4)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正）

第14条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年北海道規則第85号）の一部を次のように改正する。

別記第9号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第10号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第11号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第12号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、

「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第14号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第15号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第16号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

別記第17号様式（裏面）（備考）(1)の事項中「60日」を「3月」に改め、同（備考）(3)の事項ア中「あった日」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）」を、「50日」の次に「（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70日）」を加える。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第15条 身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定が」を「裁決が」に、「決定の」を「裁決の」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第16条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式の3及び別記第4号様式の4中「60日」を「3月」に改め、「裁決の日」の次に「の翌日」を加える。

別記第20号様式の2中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（児童扶養手当法施行細則の一部改正）

第17条 児童扶養手当法施行細則（平成21年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）注意3の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同注意4の事項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（宅地建物取引業法施行細則の一部改正）

第18条 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部改正）

第19条 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（裏面）注意3の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意4の事項及び5の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第4号様式その1末尾欄外注意1の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改め、同様式その2末尾欄外注意1の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第5号様式末尾欄外注意1の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第6号様式末尾欄外注意1の事項中「30日以内」を「3月以内又はこの差押財産の公表期日等のうちいずれか早い方の期限まで」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第10号様式末尾欄外注意1の事項中「30日以内」を「3月以内又はこの換価代金等の交付期日等のうちいずれか早い方の期限まで」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第16号様式末尾欄外注意1の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意2の事項及び3の事項中「異議申立て（審査請求）」

を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。 別記第18号様式末尾欄外注意 1 の事項中「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意 2 の事項及び 3 の事項中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。 別記第23号様式末尾欄外注意 1 の事項中「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同注意 2 の事項を削り、同注意 3 の事項中「異議申立て（審査請求）又は 2 による審査請求（再審査請求）」及び「異議申立て（審査請求）又は審査請求（再審査請求）」を「審査請求」に、「決定又は裁決（裁決）」を「裁決」に、「決定又は裁決（処分又は裁決）」を「又は裁決」に改め、同事項を同注意 2 の事項とする。 附 則 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。	
訓 令	
北海道訓令第 3 号 本 庁 出 先 機 関 北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年 3 月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令 北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。 別記の 2 の項第 3 号中「〇〇日以内」を「3月以内」に、「〇〇〇〇をする」を「審査請求をする」に、「〇〇〇〇をした」を「審査請求をした」に、「当該〇〇〇〇」を「当該審査請求」に、「〇〇が」を「裁決が」に、「〇〇の」を「裁決の」に改める。 附 則 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。	